

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（環境局）並びに同条第7項の規定による出資団体監査（公益財団法人 西宮スポーツセンター）、財政援助団体監査（特定非営利活動法人くぬぎ（ひまわりファクトリー））及び指定管理者監査（特定非営利活動法人こども環境活動支援協会）を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成24年11月27日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	西	田	いさお
同	花	岡	ゆたか

# 目 次

## 指定管理者監査結果報告 特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会

第1	監査の対象	16 - 2
第2	監査の期間及び方法	16 - 2
第3	監査の結果	16 - 2
1	指定管理者の概要	16 - 2
2	指定管理の概要	16 - 3
3	施設の利用状況及び使用料収入の状況	16 - 7
4	指定管理経費の収支状況	16 - 8
5	業務の改善	16 - 9
6	所管部局での業務実施状況	16 -10
7	む す び	16 -11

### 凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。  
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。  
「 」は、減少・低下。  
「 - 」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中に用いている数値で、万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	花岡 ゆたか

指定管理者監査結果報告  
(特定非営利活動法人こども環境活動支援協会)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

# 指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の対象

西宮市立甲山自然環境センター（以下「センター」という。）の指定管理者、特定非営利活動法人こども環境活動支援協会（以下「協会」という。）における、主として平成23年4月1日から24年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納、その他事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

## 第2 監査の期間及び方法

平成24年7月30日から事務局監査に入り、同年10月23日には協会及び環境局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 指定管理者の概要

#### (1) 設立の目的

協会は、「青少年をはじめとする幅広い人々が、地球環境に配慮した暮らしや活動ができる地球市民として人類共通の目標である持続可能な社会づくりに参画してくれることを願い、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境教育・環境学習や自然体験などに関する諸事業を行うことを通じて子どもたちの自主的な環境活動を支援することを目的」として、平成10年4月1日に設立され、14年4月1日に特定非営利活動法人の認証を取得しています。

#### (2) 事務所所在地

事務所の所在地は、西宮市甲風園1丁目8番1号となっています。

#### (3) 組織

協会の組織は、24年4月1日現在、20人の理事で構成する理事会（代表理事1人、副

代表理事 2 人、3 人の監事及び事務局長以下 37 人で構成される事務局となっています。

#### (4) 事業活動の概要

本市が 4 年から市民ボランティアとともに進めていた地球ウォッチングクラブ事業が環境省のこどもエコクラブのモデル事業となり、7 年から全国展開されたことで、本市の環境教育事業が全国的にも注目されることとなりました。協会は、この活動を引継ぎ、持続可能な社会構築に向けた様々な活動モデルを市との二人三脚で開発実施し、その成果を本市のみならず広く国内外に披露することを通じて、社会に貢献することを目指しています。

主な活動の柱は、地域に根ざした持続可能な社会に向けた教育の調査研究、自然体験活動を推進するための各種支援、事業者と連携した環境教育の推進、世界の子どもたちの環境活動の交流、持続可能な地域づくり・人づくりに向けた情報の提供、としています。

## 2 指定管理の概要

### (1) 管理施設の概要

施設の設置及び管理は、西宮市立甲山自然環境センター条例（以下「センター条例」という。）に基づいています。

管理の対象となる施設は、次のとおりです。

#### ア 甲山自然の家

名称	甲山自然の家	
所在地	西宮市甲山町 67 番地	
施設概要	設置年月日	昭和 42 年 2 月 17 日
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建他
	敷地面積	96,489 m <sup>2</sup> （甲山自然学習館、甲山キャンプ場を含む）
	建築面積	延 1,137 m <sup>2</sup>
	施設	宿泊室（6 人用 14 室・定員 84 名）、研修室（2）、食堂（84 人収容）、浴室（2）、厨房、事務室、管理人室
使用時間	宿泊を要する場合 午後 3 時から翌日午後 2 時まで（1 泊） 宿泊を要しない場合 午前 9 時から午後 10 時まで	
休日	年未年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）	

## イ 甲山自然学習館

名称	甲山自然学習館	
所在地	西宮市甲山町 67 番地	
施設概要	設置年月日	平成 16 年 10 月 13 日
	構造	木造 2 階建
	建築面積	延 65 m <sup>2</sup>
	施設	展示室
使用時間	午前 9 時から午後 5 時まで	
休日	年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)	

## ウ 甲山キャンプ場

名称	甲山キャンプ場	
所在地	西宮市甲山町 62 番から 74 番まで	
施設概要	設置年月日	昭和 40 年 6 月 28 日
	施設	中央サイト (固定式テント・105 人収容)、ファミリーサイト (54 人収容)、リバーサイト (120 人収容)、炊事場 (3)、便所 (2)、管理棟、倉庫
使用時間	宿泊を要する場合 午後 3 時から翌日午後 2 時まで (1 泊) 宿泊を要しない場合 午前 9 時から午後 5 時まで	
休日	年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)	

## エ 社家郷山キャンプ場

名称	社家郷山キャンプ場	
所在地	西宮市越水字社家郷山 1 番 119	
施設概要	設置年月日	昭和 61 年 7 月 24 日
	敷地面積	107,826 m <sup>2</sup> (うち「企業の森」事業に供する部分を除く)
	施設	テントサイト (180 人収容)、炊事場、便所、管理棟、倉庫
使用時間	宿泊を要する場合 午後 3 時から翌日午後 2 時まで (1 泊) 宿泊を要しない場合 午前 9 時から午後 5 時まで	
休日	年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)	

### (2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (以下「指定手続条例」という。)に基づいて、次のとおり行われています。

指定管理者の公募は、20 年 7 月 10 日号の市政ニュースのほか、市のホームページにも掲載され、同年 8 月 22 日から 8 月 31 日までを指定申請書の受付期間としています。応

募があった2団体を対象に、20年10月6日、指定候補者の選定について西宮市立甲山自然環境センター指定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮問しています。選定委員会において、各申請団体からのプレゼンテーション、法人等の概要及び経営理念、施設管理の基本的考え方、管理運営、施設の維持管理、収支計画等を審査基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った結果、20年10月31日に協会が最適であると答申しています。市は、選定委員会の答申を受けて協会を指定候補者とし、20年12月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定しています。

指定期間は、21年4月1日から26年3月31日までの5年間とされています。

### (3) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、基本協定書第5条第1項において次のように規定されています。

- ア センター条例第4条に規定する事業
- イ 同条例第5条に規定する自然の家等の使用の許可、不許可及び条件の付与に関する事務
- ウ 同条例第6条に規定する自然の家等の許可の取消し等に関する事務
- エ 同条例第8条に規定する自然の家等の使用料の徴収、減免に関する事務
- オ 同条例第10条に規定する入館の制限等に関する事務
- カ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ その他センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

なお、センター条例第4条では、センターが行う事業を次のように規定しています。

- ア 甲山及びその周辺の自然環境の保全に関すること
- イ センターの維持管理に関すること
- ウ 自然体験活動、環境学習活動その他自然に親しむ活動に関すること
- エ 環境に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること
- オ 市民及び市民団体の活動及び交流の促進に関すること
- カ 青少年を中心とした市民のレクリエーション及び教養の向上のための施設利用に関すること
- キ 青少年を対象とした集団生活の訓練のための施設利用に関すること
- ク その他第1条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(4) 指定管理料

23年度の指定管理料については、西宮市立甲山自然環境センター指定管理者年度協定書（以下「年度協定書」という。）が締結され、3,826万7,884円と定められています。この額には、精算経費として、修繕費予定総額21万8,400円、光熱水費・電話回線使用料予定総額562万6,727円が含まれています。

年度協定書第3条では、あらかじめ市の承認を受けた1件10万5,000円未満の施設の維持補修等に要した費用及び事業に係る光熱水費・電話回線使用料は、予定総額に基づき、それぞれ年度終了後精算すると定められています。これに基づき、年度終了後の精算により、光熱水費・電話回線使用料の差額25万7,877円が市に返納されています。

(5) 責任の分担

指定管理業務に係る市と指定管理者との責任の分担は、基本協定書別記2において次のように規定されています。

項 目		負担者
不可抗力	天災等による履行不能	市
事業の中止・延期	市の指示によるもの	市
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
運営費上昇	容易に想定しがたい極端な物価変動による運営費の増大	市
	上記以外の要因による運営費の増大	指定管理者
施設・設備損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	補修費用が1件当たり10万5,000円を超えない場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合（債務不履行に相当する場合等）	指定管理者
施設利用者への損害	管理上の瑕疵のほか、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合 注1	市
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（不適切な施設管理による騒音、振動等の苦情等を含む）	指定管理者
	上記以外の場合	市

注1 施設構造の不備に起因する場合で、指定管理者が施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には指定管理者が負担する。

2 この表により負担者が明らかでないリスクの分担については、双方協議して決定する。

### 3 施設の利用状況及び使用料収入の状況

最近3か年の施設の利用状況は、次のとおりです。

(単位：件・人・円)

		21年度	22年度	23年度
甲山自然の家	件数	391	389	351
	人数	14,360	13,464	13,505
	使用料	2,286,210	2,223,040	2,216,450
甲山キャンプ場	件数	316	276	325
	人数	10,285	11,182	11,971
	使用料	701,700	735,800	755,100
社家郷山キャンプ場	件数	101	133	145
	人数	2,546	4,109	3,344
	使用料	188,000	349,500	289,200
計	件数	808	798	821
	人数	27,191	28,755	28,820
	使用料	3,175,910	3,308,340	3,260,750

平成23年度の施設使用料の収入は326万円で、前年度に比べ4万円(1.4%)の減となっています。

施設の使用料は、センター条例別表の規定により、甲山自然の家使用料については、18歳未満の者及びその引率者は1人1泊につき250円、その他の者は1人1泊につき500円となっています。宿泊を要しない場合は、時間帯により、第1研修室は900円又は1,100円、第2研修室は500円又は600円、和室は200円又は250円、食堂は900円又は1,100円の使用料が規定されています。また、キャンプ場使用料は1人1泊(宿泊を要しない場合は1日)につき100円となっています。いずれの場合も、市内利用者を優遇するため、市内利用者は6か月前から、市外利用者は5か月前から申込みを行うことができ、市外利用者からは規定の額の倍額を徴収することとなっています。また、環境学習活動、自然体験活動、青少年育成活動等を推進するため、減免制度が設けられています。

施設使用料の収納方法は、納付書による前納及び当日現金払いによるものとされ、現金で領収した使用料については、半月ごとに徴収金額を集計し、月2回の締日(15日、月末)の5日以内に市へ入金することとされています。

使用料の収入状況について、使用許可申請書、納付書、領収書、申請受付簿兼収入報告書等の関係書類を抽出調査したところ、おおむね適正に処理されていました。

なお、甲山自然の家使用許可申請書で受付番号の欠番や、甲山キャンプ場使用料収入報告書で重複記入が見られました。

今後、適正な処理に努めてください。

また、申請受付簿兼収入報告書には、現金で収納した申請分しか記入されておらず、納付書で納付した分や公用などの減免分は記入されていません。日付順、受付番号順に申請全体が確認できる申請受付簿の整備を検討してください。

#### 4 指定管理経費の収支状況

経費の執行状況及び会計経理については、指定管理業務は協会の本会計とは別に特別会計として経理が行われるなど、適正に処理されています。

平成 23 年度の指定管理料の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料収入	38,267,884	人件費	15,424,000
		管理費	12,670,014
		消耗品費	1,447,655
		保守点検・維持管理経費	10,989,929
		保険料	110,330
		消耗什器補充費	122,100
		自然環境保全、環境学習活動事業費	1,023,375
		修繕費	221,000
		光熱水費・電話回線使用料	5,113,460
		事務管理費	1,748,977
		光熱水費・電話回線使用料精算返金分	245,328
		消費税	909,709
		消費税精算分(税務署納付分)	912,572
		収支差額	551
計	38,267,884	計	38,267,884

協会は、年度協定書で取決められた指定管理料 3,826 万 7,884 円を収入し、人件費、管理費等に支出しています。年度協定書第 3 条第 3 項の規定により、修繕費等の精算経費は年度終了後、精算するものとされており、23 年度の精算が行われた結果、25 万 7,877 円が市に返納されています。

精算経費の支出・精算状況は、次のとおりです。

(単位：円)

項目	予定総額(税込)	支出額(税込)	精算金額
修繕費	218,400	232,050	0
光熱水費・電話回線使用料	5,626,727	5,368,850	257,877
計			257,877

## 5 業務の改善

協会が平成23年度に実施したサービス向上のための措置、業務改善の主な内容は、次のとおりです。

### 利用者ニーズ等のマーケティング

利用者の声をもとに利用者ニーズを把握し、定例スタッフミーティングにおいてサービスに反映させるとともに、年度末で集約したデータを次年度の取組みやシステムに反映させています。

### 情報提供

施設のパンフレットを定期的に更新し、最新情報の発信に努めているほか、西宮市立甲子園浜自然環境センター(学習交流室)・西宮市環境学習サポートセンター、西宮市貝類館といった環境学習拠点施設の運営等を受託していることを活かし、山・川・海の自然環境や学習活動等に関する情報を効果的、体系的に提供しています。

### 平日における研修室等の利用促進

環境学習事業や環境体験事業など、学校教育における野外活動での雨天時プログラム等で使用してもらえよう働きかけるとともに、大学や企業等への呼びかけも行っています。

### 関係団体とのネットワーク組織の設置

甲山グリーンエリア自然環境保全連絡協議会を設置し、今後の甲山周辺の自然環境のより良い活用と保全について、幅広い主体の参画のもと、青少年育成団体や自然保護団体、学識経験者、行政などと情報交換や懸案事項等の協議を定期的に行っています。

### 自主事業によるパッキングツアーの実施

季節限定のホテルの観察会、大学のゼミ合宿などで利用しています。

### 食事提供システムの見直し

23年10月より食事提供業者の変更を行い、より質の高い食事サービスの提供を進め

ています。また、多様化する利用者ニーズに合わせ、ベジタリアンやアレルギーを持つ利用者へも可能な範囲で対応しています。

## 6 所管部局での業務実施状況

### (1) 指定管理者との協定等

平成 23 年度の指定管理料は、年度協定書第 2 条第 1 項でその額が定められ、同条第 2 項で支払時期と支払金額が定められています。

23 年度の指定管理料の支出状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区分	支払(戻入)額	支出(戻入)命令日	支払(戻入)日
第 1 四半期分	9,566,000	23年 4 月21日	23年 4 月28日
第 2 四半期分	9,566,000	23年 7 月11日	23年 7 月28日
第 3 四半期分	9,566,000	23年10月13日	23年10月28日
第 4 四半期分	9,569,884	24年 2 月 3 日	24年 2 月 8 日
精算による戻入金	257,877	24年 3 月31日	24年 5 月18日
計	38,010,007		

なお、第 4 四半期の支払日が 24 年 2 月 8 日となっておりますが、年度協定書では支払時期は 1 月と定められています。

今後、適正な処理に努めてください。

### (2) 業務実施状況の確認等

業務の実施状況を確認するため、協会から毎月、業務日報、月例報告書の提出を求めているほか、施設利用の申込状況及び利用状況の報告を求めています。

また、年度終了後、協会からセンター管理業務の実施状況及び利用状況、使用料の収入状況、センター管理に係る経費の収支状況、自主事業の実施状況等を記載した事業報告書が提出され、年度業務の実施状況が確認されています。

事業報告書は、指定手続条例第 8 条及び基本協定書第 10 条で、年度終了後 30 日以内に提出することとされており、24 年 4 月 27 日付で提出、同日付で文書受付が行われていますが、内容について、どのように評価が行われたのか、決裁の中に記述されていないため確認できません。

今後、事業報告書等の内容精査・確認を的確に行い、次年度以降の適正な管理料の算定の資料とできるよう努めてください。

### (3) 第三者への委託

協会が第三者に業務を委託するときは、基本協定書第5条第2項で、市の承認を得て業務の一部を第三者に委託して行うことができるとされています。

甲山自然の家に係る7業務、甲山自然学習館に係る2業務、甲山キャンプ場に係る1業務、社家郷山キャンプ場に係る6業務、その他2業務の再委託について、23年4月1日付で市に承認依頼書が提出され、同日付で承認されています。

## 7 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納、その他事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

センターは、甲山及びその周辺の良い環境を保全するとともに、市民の自主的な自然体験活動、環境学習活動、各種の研修及び交流並びに青少年の健全な育成に関する活動を推進するための施設となっています。

今後とも、協会は、施設の管理にとどまらず、周辺自然環境の保全や環境学習活動、青少年育成活動などによりセンター設置の目的を達成できるよう、事業の実施にあたりとともに、効果的なPRを行い、利用率向上に努めてください。

また、市は、業務が適正に執行されているかの確に把握し、事業報告書の内容を精査、検証することにより、民間の能力を活用し、住民サービスの向上とともに経費の節減等を図るという指定管理者制度の趣旨の達成を目指すとともに、協会と協議、連携して、より効果的、効率的な運用ができるよう努めてください。